

志賀町における再エネ推進を目指したプラットフォーム構築事業FS調査業務委託 特記仕様書

1. 業務名

志賀町における再エネ推進を目指したプラットフォーム構築事業FS調査業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、志賀町における再エネ推進を目指したプラットフォーム構築事業のFS調査業務に適用する。

3. 業務の概要・目的

これまで志賀町では公共施設のエネルギー削減等の観点から、太陽光発電やバイオマス資源活用等を検討してきた。またエネルギービジョンから導入方針として公共施設への導入が効果的であるとの見解で、町民の理解促進を継続している。

他方で、世界的な脱炭素の流れを受け、国内では2020年12月の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を皮切りに、「成長戦略実行計画（2021年6月）」「地域脱炭素ロードマップ（2021年6月）」「まち・ひと・しごと創生基本方針2021（2021年6月）」と次々と脱炭素政策が出され、我が国におけるゼロカーボンシティ宣言自治体は人口比率で95%を超え、各自治体が急速に取組の加速化や方針点が必要となってきた。

志賀町においても、今後の地域全体のカーボンニュートラルを推進していく上では、これまでの公共施設だけでなく、町民の生活においてもエネルギー転換や再生可能エネルギーへの取組参画が必要となっている。

これらの流れを受け、より町民の目にとまる整備や再生可能エネルギーが普及してきたことで、新たに問題に合っているエネルギーピークの調整等の対応を実際に整備して理解促進を図ると共に、各家庭や事業場で取り込まれる様に実例を示すことを目的とする。

エネルギー構造高度化を目的とした「再エネ活用によるエネルギー構造高度化・町民への理解促進」のプラットフォーム構築に向け、町内を代表する3つエリアを選定し、スマートエネルギーエリアを構築する。同エリア内においてエネルギーの調整利用や再生可能エネルギーの有効活用により、デマンド効果への実効性を確認すると共に、これらによる地域への見える化、教育資料活用により町民への理解促進を促すものとする。

※文化ホールエリア（文化ホール、図書館、児童館）、富来道の駅エリア（道の駅、シーサイドヴィラ渤海（宿泊施設）、B & G海洋センターフレア（フィットネス施設）等）、本庁舎エリア（本庁舎）

■当該エリアで再エネ設備導入を推進し、公共施設、町民、企業への理解促進・普及啓発

■最大限の再エネ設備の導入を前提とし、需要側の柔軟な対応として以下を検討

- ・蓄電池やEVPSによる需要調整とエネルギーマネジメントが可能な設備形成
- ・当該エリア内での施設間の電力融通
- ・公用車やコミュニティバスのEV化による電源創出

4. 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

5. 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。なお、本仕様書に記載がない事項については、発注者と別途協議をして、決定する。

(1) 計画準備

本業務に必要な基本情報を収集し、関連技術図書、法令等を整理して、本業務実施に向けての業務計画書を作成し、業務着手時に発注者へ提出するものとする。

(2) 需要電力量の定量的把握

各エリアにおける需要施設の電力量、契約容量を把握し、施設毎のエネルギー消費傾向を明らかにする。また施設の休館日等の年次・時間変動もできるだけ把握するものとする。

(3) 再生可能エネルギー導入可能量の算定

各需要施設において屋根置き太陽光発電、カーポート太陽光、蓄電池、ペレットストーブ、E V、E V P S、地中熱利用での空調設備等の導入可否を検討し、定量的に導入量を算定する。なお算定に際しては、建物の図面、構造計算等により構造確認上、設置可能量を算定するものとする。

(4) エリア一括受電化の検討

検討項目(2)及び(3)の結果を参考に、エリア一括受電化を検討する。エリア一括受電に際しては、受電ポイントを検討し、エリア設定についての可否を行政契約としての妥当性、電力会社における整備・管理等からの妥当性の側面から検討するものとする。

また実現可能なエリア設定に対して、一括受電化による電力契約等を(2)及び(3)の結果より算定し、エリア一括受電後の整備メリット等を定量的に算定する。

(5) 整備方針の検討

各エリアにおいて算定した定量的整備内容に対して、事業実施に向けての課題、リスク等を整理し、事業整備年数を算定する。

この結果から整備優先度を明確にし、整備スケジュールを作成する。整備方針については12月に中間報告を実施すること。

(6) 町民の理解促進調査

本事業の背景としては急激な脱炭素政策の推進と、町内における脱炭素に向けての理解が不可欠であることから、脱炭素政策、本事業の概要・目的、検討結果に対して、町民アンケート調査を行い、理解促進の向上を定量的に確認する。なお、町内では平成30年度にアンケート調査を実施しているが、理解促進を確認するため、重複設問と、本事業等にかかる最新の設問に分けて調査するものとする。

(7) 調査の取りまとめ

今年度調査内容を報告書として取りまとめ、事業内容を分かりやすく整理するものとする。

6. 打合せ

(1) 本業務は着手時1回、中間時2回、納品時1回の打合せを予定する。

(2) 業務管理技術者は毎回打合せに出席するものとする。

(3) 打合せの実施時期、方法等は着手打合せにおいて業務計画書により受注者・発注者の相互で確認・合意するものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、打合せへの出席者数の制限やWEB方式への変更等を見込むものとし、社会的情勢に応じて受注者・発注者の相互で確認・合意にするものとする

(5) 打合せ終了後には、受託者は協議簿を毎回作成し、発注者へ提出するものとする。

7. 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及

び関係法令、基準、規定等を遵守し、最新の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、発注者と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、発注者と綿密に連絡を取り、業務を遂行しなければならない。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

8. 業務の再委託

受託者は、本業務の履行に当たり、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りではない。

9. 契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う業務委託契約の変更は、原則行わない。ただし、受託者の責任に帰さない事象が発生した場合等は、この限りではない。

10. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書2部
- (2) 電子データ一式
- (3) その他必要に応じて指示するもの

11. 成果品の権利

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、志賀町に帰属するものとする。
- (2) 履行期間終了後、志賀町の承諾を得ずに本業務により得られた成果品をはじめとする各種資料について、受託者は、保持しないこととする。

12. 検査

- (1) 受託者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品の検査において訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の引渡し後において、受託者の責めに帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

13. 図書の貸与

- (1) 受託者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を発注者の承諾を受け、借り受けるものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

14. 疑義

受託者は、本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

(以上)